

保護者各位

群馬県立高崎東高等学校長

学校で予防すべき感染症と出席停止について

ご子女は、病気に感染しているのではないかと思います。もし、これが下記の病気ですと、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。

学校で予防すべき感染症にかかっている間は欠席扱いになりません。病気が治って登校する場合は、下記に医師の証明をいただいて学校に提出してください。

【出席停止期間の基準】

分類	学校等で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

<注>・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。
 ・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、出席停止扱いにはなりません。
 ・・・

主治医 様

誠に恐れ入りますが、出席可能になりましたら以下の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

治 癒 証 明 書

群馬県立高崎東高等学校長 様

年 組 氏名 _____

病 名 『 _____ 』

上記のものは 月 日より出席停止となっていましたが、他に伝染の恐れがなくなりましたので、月 日から出席してよいと考えます。

備 考 _____

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印